

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
がとどき、
の翌日)

目 次

- ◇ 告 示 保険医療機関等の指定
土地改良事業計画の適否の決定 (三件)
- 土地改良事業の認可 (五件)
- 土地改良事業計画の変更の認可
- ◇ 公安規則 派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催
- ◇ 正 誤 昭和五十五年九月鳥取県告示第七百四十九号中訂正

告 示

鳥取県告示第八百三十三号

健康保険法 (大正十一年法律第七十号) 第四十三条ノ三第一項の規定に

に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令 (昭和三十二年政令第八十七号) 第二条の規定により告示する。

昭和五十五年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田 中 医 院	鳥取市浜坂八〇一―二	昭和五十五年九月五日
皆 生 病 院	米子市西福原一五九八―七	昭和五十五年九月一日
竹 田 内 科 医 院	米子市昭和町三〇―三	昭和五十五年九月十一日
世 良 田 医 院	米子市和田町一七二―〇	昭和五十五年九月一日
本 田 医 院	米子市八幡七〇三―一	〃
岡 空 医 院	米子市桃町一丁目二五	〃
山 田 内 科 医 院	米子市錦町一丁目三九	昭和五十五年九月六日
常 松 医 院	米子市福市五七四―五	昭和五十五年九月一日
医療法人専仁会 信生病院	倉吉市明治町一〇二七	昭和五十五年九月十日
石 原 医 院	西伯郡淀江町淀江六八二	昭和五十五年九月九日

板倉 医院	日野郡日南町多里二二五	昭和五十五年九月一日
仙田 薬局	米子市角盤町一丁目二五	〃
サクラ 薬局	米子市未広町二	〃
中村 歯科 クリニク	鳥取市戎町四五三	昭和五十五年九月十八日
小徳 歯科 医院	米子市河崎字河崎団地一七四 〇一二一	昭和五十五年九月一日

鳥取県告示第八百四号

昭和五十五年七月八日付けで東郷町から申請のあつた土地改良（波閲地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十五年九月二十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百五号

昭和五十五年七月二十一日付けで用瀬町から申請のあつた土地改良（鷹狩地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十五年九月二十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
用瀬町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百六号

昭和五十五年八月一日付けで関金町から申請のあつた土地改良(堀地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十五年九月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

関金町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七号

国府町から申請のあつた町営土地改良(麻生地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年九月十六日認

可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百八号

国府町から申請のあつた町営土地改良(宇倍野地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年九月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百九号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(栃原地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年九月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百十号

溝口町から申請のあつた町営土地改良(福岡(久住谷)地区農道舗装)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年九月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百一十一号

関金町から申請のあつた町営土地改良(黒谷地区ほ場整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十五年九月十六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十五年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百一十二号

倉吉市から申請のあつた市営土地改良(上米積地区農地造成)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第四十八条第七項において準用する同法第十

条第一項の規定に基づき、昭和五十五年九月十六日認可したので、同法第九十六条の三第五項において準用する同法第四十八条第九項の規定により告示する。

昭和五十五年九月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

公安委員会規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十五年九月十九日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

鳥取県公安委員会規則第六号

派出所及び駐在所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所及び駐在所の設置に関する規則(昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県岩美警察署の岩美町浦富警察官駐在所の項中「(大字浦富六五四番地町立岩美病院起点東南方岩美駅前を除く。)」を「(通称町浦富及び浜浦富)」に改め、同表の鳥取県岩美警察署の岩美町岩美駅前警察

官駐在所の項中「(大字浦富六五四番地町立岩美病院起点東南方岩美駅前)」を「(通称駅前自治区)」に改め、同表の鳥取県鳥取警察署の吉方警察官派出所の項中「南吉方二丁目」の下に「南吉方三丁目、吉方町一丁目、吉方町二丁目」を加え、同表の鳥取県鳥取警察署の立川警察官派出所の項中「(通称旭町、縁町を除く。)、吉方町一丁目、吉方町二丁目」を「卯垣一丁目、卯垣二丁目、滝山、百谷、小西谷」に改め、同表の鳥取県鳥取警察署の湯所警察官派出所の項中「(通称千代町を除く。)」の下に「安長の一部(千代川以東)」を加え、同表の鳥取県鳥取警察署の湖山町警察官派出所の項中「五反田町」の下に「湖山町」を加え、「湖山町東三丁目、湖山町東四丁目」を削り、同表の鳥取県鳥取警察署の鳥取市緑町警察官駐在所の項中

鳥取市のうち

岩倉(通称稲葉ヶ丘を除く。)、卯垣、卯垣一丁目、卯垣二丁目、卯垣三丁目、卯垣四丁目、立川町五丁目の一部(通称旭町、縁町)、滝山、百谷、小西谷

鳥取市のうち
岩倉、卯垣、卯垣三丁目、卯垣四丁目、立川町六丁目、立川町七丁目

に改め、同表の鳥取

県鳥取警察署の鳥取市吉成警察官駐在所の項中「数津」を「数津の一部」(県道八坂鳥取停車場線以西)に改め、同表の鳥取県鳥取警察署の鳥取市古海警察官駐在所の項中「安長」を「安長の一部(千代川以西)」に改め、同表の鳥取県鳥取警察署の鳥取市上味野警察官駐在所の項中「布袋」を削り、同表の鳥取県鳥取警察署の鳥取市国安警察官駐在所の項中「円通寺」の下に「西円通寺、数津の一部(県道八坂鳥取停車場線以東)」を加

え、同表の鳥取県鳥取警察署の国府町宮下警察官駐在所の項中「鳥取市岩倉の一部(通称稲葉ヶ丘)」を削り、同表の鳥取県鳥取警察署の国府町谷警察官駐在所の項中「大字糸口」を「大字糸谷」に改め、同表の鳥取県境港警察署の境港市佐斐神町警察官駐在所の項中「佐斐神町」の下に「幸神町」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和三十二年法律第6号)第5条の3第1項の規定により、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

昭和55年9月19日

鳥取県公安委員会委員長 松 岡 新 平

1 開催の日時及び場所

日 時	場 所	受 講 対 象 者
昭和55年10月14日 午前10時30分から 午後4時30分まで	米子警察署会議室	米子、境港、湊口、黒坂及び八橋の各警察署の管内に居住する者
昭和55年10月17日 午前10時30分から 午後4時30分まで	鳥取警察署会議室	鳥取、岩美、郡家、智頭、浜村及び倉吉の各警察署の管内に居住する者

2 受講対象者

鳥取県内に住居を有する者で、狩猟、有害鳥獣駆除又は標的射撃の用途に供するため、狩猟又は空気銃の所持の許可を受けようとする者。ただし、昭和41年6月7日から昭和54年4月15日までの間に開催された乙種又は丙種の狩猟者講習会の課程を終了した旨の証明書の交付を受けている者を除く。

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 4時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 考査

講習終了後講習に係る事項についての考査を1時間行う。

5 受講の申込み

所定の受講申込書を受講の日の5日前までに住所地在管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

6 携行品

(1) 筆記用具及び印

(2) 猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会受講手数料の額(3,000円)に相当する鳥取県収入証紙

昭和五十五年九月鳥取県告示第七百四十九号(公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可について)中次の箇所を誤りがあったので、訂正する。

頁	誤	正
四	上	一
〃	二十四	五三・〇〇
		九三・〇〇

正 誤

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月十円(送料を含む。】